

## 意見書第4号

### 薬価中間年改定の廃止を含む薬価制度の抜本的改正を求める意見書

国民の命と健康に関わる医薬品について、一部メーカーの製造管理及び品質管理の不正問題に端を発した供給不足は、需給のひっ迫に加え、政府の頻繁な薬価改定に伴う薬価引下げや昨今の原材料価格の高騰に伴うメーカーの採算悪化によって、実に3年以上にわたり供給不安が継続しており、必要な薬が患者に届かない事態を招くなど、国民の命と健康に影響を及ぼしかねない事態が発生している。

この解消のため、医薬品を製造するメーカー、医薬品の流通を担う卸業者、そして患者に直接供給を担う病院、診療所、歯科診療所及び薬局の三者において、医薬品の偏在を起すことなく、連携して患者さんの手元に医薬品を届けることが求められている。

こうした事態を踏まえ、国においては、供給不足の医薬品を早期に安定供給できるようメーカーへの増産要請を行うなど、様々な対応を講じているものの依然として深刻な状態が継続している。

これらの原因の1つとして、薬価の毎年改定が導入されたことにより、製薬企業の経営に影響を及ぼす不採算品を含む多数の品目の製造中止等がある。

現下の医薬品の供給不安を一刻も早く解消し、将来にわたり、国民に安定的に供給し、かつ国内のイノベーション創出を促すためには、設備投資や人的投資を困難に陥らせている現行制度の見直しを図る必要がある。

よって、国会及び政府においては、中間年改定の廃止を含めた薬価制度を抜本的に見直すことにより、医薬品の供給不足が原因で、その場で処方通りの医薬品を渡せず患者が困窮する事態の解消、薬物治療の制限や薬局等現場の負担増大の解消が図られるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年7月2日

奈良県議会議長 田中 惟允

衆議院議長 殿  
参議院議長 殿  
内閣総理大臣 殿  
内閣官房長官 殿  
財務大臣 殿  
厚生労働大臣 殿